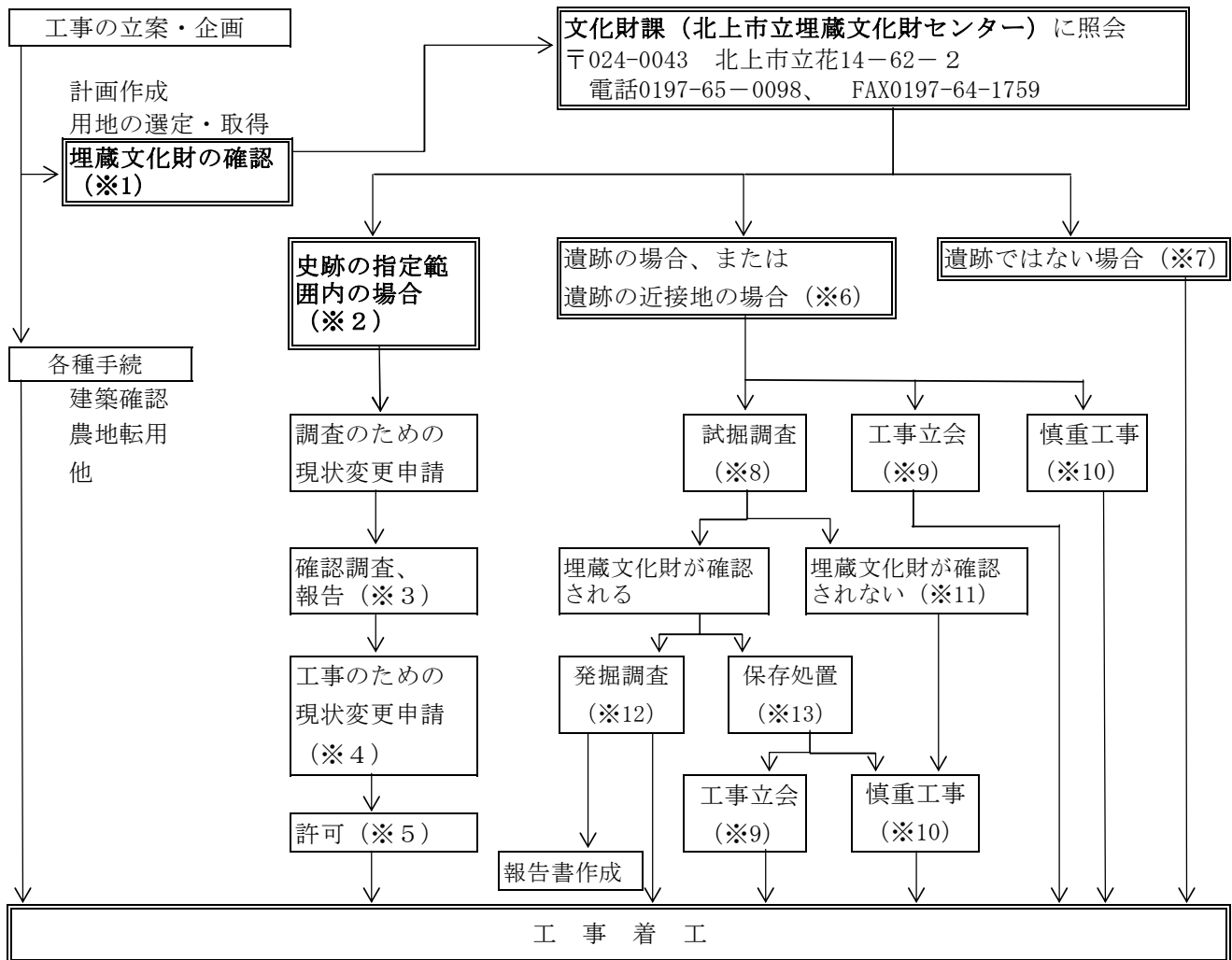


<埋蔵文化財の確認から、工事着工まで>



- ※1 遺跡の範囲内で工事を行う場合、「届出」の提出が必要となります。（文化財保護法第93条第1項）
- ※2 工事予定地が「史跡」の指定範囲内にある場合、事前に確認調査が必要となります。確認調査を行うためには、「現状変更申請」を国に提出して許可を得なければなりません。許可が出るまで、約2か月程度かかります。
- ※3 市が確認調査を実施し、その結果を報告書にまとめます。約2か月程度かかります。
- ※4 工事に着工するには、確認調査の報告書を国に提出して、現状変更（＝工事着工）の許可を得なければなりません。許可が出るまで、約2か月程度かかります。
- ※5 最初の申請から、最終的な工事着工の許可が降りるまで、約6か月程度を要します。
- ※6 工事予定地の状況により、対応は「試掘調査」・「工事立会」・「慎重工事」の3つに分かれます。
- ※7 遺跡として把握されている場所以外でも、まだ確認されていない遺跡が見つかることがあります。工事中、埋蔵文化財が確認された時には、文化財課に連絡が必要になります。
- ※8 工事の範囲内に埋蔵文化財が有るかどうかを確認する作業です。この段階までの費用は市が負担します。期間は、1～2日程度です。
- ※9 文化財課職員が立ち会うことで、工事を進めることができます。
- ※10 文化財課職員の立会無しで工事を進めることができます。
- ※11 遺構・遺物は偏って分布することがあります。このため、遺構・遺物が確認されないこともあります。
- ※12 発掘調査の費用は、原則として開発側が負担します（文化財保護法第99条）。報告書の作成・刊行までを含みます。ただし個人住宅の建設による発掘調査の費用は、市の予算で対応することができます。
- ※13 盛土や、計画の部分的な変更等の措置により、発掘調査が不要になる場合があります。